

熊本県農業研究センター 動物実験指針

熊本県農業研究センターの行う試験研究は、県農畜産業の発展及び安全・安心な農畜産物生産と、その安定的供給を通じた県民生活の最大幸福量の向上に寄与するとともに、環境と調和した持続的発展を目指すうえで、科学的・技術的側面から県下の農畜産農家を支えている。

こうした試験研究では、課題の遂行のために必要なデータ収集を目的に、やむを得ない手段として動物実験が行われているが、これは時に動物に犠牲や苦痛及びストレスを強いるものであることから、動物実験の実施にあたっては動物愛護の観点から、適正に行わなければならない。

その主たる法令として、平成17年6月、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布され、これに基づき「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」（平成18年4月28日環境省告示第88号）が制定されるとともに、農林水産省から「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」（平成18年6月1日付け18農会第307号）が定められた。

それ以前にも「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）、「動物の処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）が施行されているほか、平成23年3月には「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー）の飼養管理基準指針」が公表され、動物実験用を含めた家畜の取扱に関して遵守すべき事項が定められている。

これらにより、従来から規定のあった「科学上の利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと（Refinement）」に加えて、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること（Replacement）」及び「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること（Reduction）」に関する規定が新たに盛り込まれ、「3Rの原則」として国際的に普及している基本原則に従い、動物実験を実施することが求められることとなった。

このような状況を踏まえて、熊本県農業研究センターは、動物実験について科学的観点と動物愛護の観点とを両立させ、その適正な実施を図るため、以下のとおり指針を定める。

第1 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験とは、動物を試験研究又はその他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している脊椎動物をいう。
- (3) 動物実験計画とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験責任者とは、動物実験等を実施する研究所長とする。
- (5) 動物実験関係者とは、動物実験を実施する研究所長、研究室長に相当する者、研究員および圃場管理室または畜産管理室職員とする。

第2 熊本県農業研究センター所長の責務

熊本県農業研究センター所長は、所内における動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、各号の定めのほか、動物実験の適正な実施のために必要な措置を講ずる。

1 所内規程の策定

動物愛護管理法やその他関係法令・基準等の規定及び本指針を踏まえ、動物実験委員会の設置、運営や動物実験の具体的な実施方法を定めた所内規程（以下「規程」という。）を策定する。

2 動物実験委員会の設置

3 動物実験内容の把握と改善・向上

研究機関において実施されている動物実験の実施状況について、動物実験責任者及び動物実験委員会を通じてその内容を適切に把握するとともに、必要に応じ動物実験関係者に対し実験計画、内容の改善・向上のための措置を講ずる。

4 教育訓練等の実施

動物実験関係者に対し、規程を遵守した適正な動物実験の実施、実験動物の適切な飼養及び保管、感染症等についての必要な基礎知識の習得などを目的とした教育訓練の実施や、資質向上を図るために必要な措置を講じる。

第3 動物実験委員会

1 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる審査等を行う。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令、本指針及び規程に適合するかの審査

- (2) 本指針及び規程の改廃の審議
 - (3) 動物実験の実施結果について、動物実験実施報告書の確認
 - (4) その他、研究機関における動物実験、実験動物飼育及び動物愛護に関する重要事項等の協議
- 2 動物実験委員会の構成
- 動物実験委員会の構成は、以下の能力を有する者とし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮するものとする。
- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた見識を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者

第4 動物実験の実施

1 科学的合理性の確保

動物実験関係者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を合理的かつ適正に実施する。

(1) 適正な動物実験の方法の選択

動物実験の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえ、適正な方法を選択して実施する。

1) 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により、実験動物の適切な利用に配慮する。

2) 実験動物の選択

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用するよう配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する。

3) 苦痛の軽減

動物愛護管理法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって実施する。

(2) 動物実験の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施する。

2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験

熊本県農業研究センター所長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮する。

- (1) 物理的、化学的な材料、病原体若しくは遺伝子組換え生物等を用いる動物実験等、人若しくは実験動物の安全、健康若しくは周辺環境若しくは生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する場合は、これらの取扱いに係る関係法令等の規定並びに研究所の施設及び設備の状況を踏まえ、動物実験関係者の安全確保及び健康保持のほか、家畜衛生、公衆衛生、生態系及び環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 飼養環境の汚染等により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、予防・治療等を行い健康保持に配慮する。

第5 実験動物の飼養、保管及び輸送

実験動物の飼養、保管及び輸送は、飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物愛護の観点から適切に実施する。

第6 その他

熊本県農業研究センター所長は、動物実験を別の機関に委託する場合は、委託先において、この指針又はこれと同等以上の基準を定めた動物実験等に関する指針に基づき、適正に実施されるよう努める。

附則

この指針は、令和2年（2020年）8月17日から適用する。